

# 令和2年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年6月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター集会室							
開 会	令和2年6月25日 午後3時5分							
閉 会	令和2年6月25日 午後3時50分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	欠席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	欠席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	欠席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	欠席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		薊 勇・川邊 晃						
議事参与		堀越 延年・榎 友美						
書 記		森光 亮介						

## 会議事件名

- 議案第19号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第20号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第22号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第23号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について

顛末

開会 午後3時5分

【代理】 これより、令和2年第6回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が4ヵ所ございます。  
議案第19号 農地法第3条の規定に関する件について、番号18の受人である〇〇〇〇の経営面積が3,531.95aとありますが、3,674.91aに訂正をお願いいたします。議案第20号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、番号7を番号2に、番号8を番号3に、番号9を番号4に訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号12番 薊 勇 委員、番号13番 川邊 晃 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。  
議案第19号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。  
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。  
議案第19号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 17筆

番号18 (受人)  
(渡人)

受人は市内に事業所を置く農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。

農地法第2条第3項の要件とは、具体的には、

- 1 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。
- 2 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であ

	<p>ること。</p> <p>3 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、(1) 農地の権利提供者 (2) その法人の農業の常時従事者 (原則として年間150日以上従事) (3) 基幹的な農作業を委託した個人 (4) 地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。</p> <p>4 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半が法人の農業に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員であること。その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事 (原則年間60日以上) すること。</p> <p>となっております。</p> <p>本申請は、経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。また、申請地の取得後における農地の経営面積は3706.40アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。会社から申請地までは約1.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p><b>【議長】</b> 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p> <p><b>【金子 一男 農業委員】</b> 番号18について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、枝豆等を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと思います。</p> <p><b>【議長】</b> ありがとうございます。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p><b>【荒川 功 推進委員】</b> 番号18について調査してまいりました。受人は〇〇地区における認定農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
--	---

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号19については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受入を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。</p> <p>番号19 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は49.04アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号19について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま

	<p>すので、問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【荒川 功 推進委員】	<p>番号19について調査してまいりました。受人は〇〇〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第19号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第20号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第20号 農地法第4条の規定による転用許可申請 3件 4筆</p> <p>番号2 (申請人)</p> <p>申請人は、CO<sub>2</sub>削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、所有する本申請地の一部に太陽光発電設備の設置を計画し、残りの一部を農業用施設として利用するために申請するものです。太陽光パネルを351枚設置し、発電の規模は100.0kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【島田眞佐雄 農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電の設置及び農業用施設として利用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野 義男 推進委員】	番号2について調査してまいりました。申請地には太陽光発電の設置及び農業用施設として利用するという事ですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号3 (申請人) 申請人は、CO <sub>2</sub> 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、所有する本申請地に太陽光発電の設置を計画し申請するものです。太陽光パネルを220枚設置し、発電の規模は63.8kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。



【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【中島 栄司 農業委員】	番号4について調査してまいりました。申請地は、〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場への進入路として利用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 俊昭 推進委員】	番号4について調査してまいりました。申請地は資材置場への進入路として利用するという事です。隣接農地との境界にはU字溝を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。



<p>【事務局】</p>	<p>議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号1（事業計画者） 申請地については、事業計画者が令和2年3月13日付けで、建売住宅6棟として農地法第5条の転用許可を受けて6棟全て同じプランの建売住宅の販売を予定していましたが、早期完売を促進するため、個性と特徴を出し、多様なニーズに答えられるものを企画することになり、6棟個々の間取りに変更が生じたため、計画変更申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。</p>
<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>計画変更申請はどの程度の変更が対象となるか？</p>
<p>【事務局】</p>	<p>当初予定していた事業計画や事業者が変更になった場合、計画変更申請が必要となります。</p>
<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>計画変更申請をせずに故意または過失で工事をした場合、どのような対応が行われるか？</p>
<p>【事務局】</p>	<p>各々の案件で対応が異なるため、そのような案件が出た場合、随時、県担当者に相談して対応を検討していきたいと思えます。</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは、採決を行います。議案第21号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（全員挙手）</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第21号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第22号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、議案について説明します。 議案第22号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p>

	<p>所有権の移転            5件    13筆</p> <p>使用貸借権の設定    1件     2筆</p> <p>番号25（受人）                    （渡人）</p> <p>受人は、現在市内で自動車修理工場を営んでいます。顧客増加にともない修理車両が増加し、現在の駐車スペースでは手狭となったため、駐車場の増設を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田眞佐雄 農業委員】	<p>番号25について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置することによって、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【飯野 義男 推進委員】	<p>番号25について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号26について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>番号26 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市外で太陽光発電事業等を営んでいます。現在は主に県北、県央地域で太陽光発電のメンテナンスを行い、作業効率の観点から県央地域に資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【中島 栄司 農業委員】</p>	<p>番号26について調査してまいりました。申請地は、〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【金子 俊昭 推進委員】</p>	<p>番号26について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するということですが、隣接農地との境界にはフェンスを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号27について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号27 (受人) (渡人)</p>

	<p>受人は、CO<sub>2</sub>削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを253枚設置し、発電の規模は91.0kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【薊 勇 農業委員】	<p>番号27について調査してまいりました。〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【中根 新一 推進委員】	<p>番号27について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するというのですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地には防草シートを敷き、定期的に除草作業を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号28について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号28 (受人) (渡人)</p>

	<p>受人は、現在市内で食品製造工場を営んでいます。現在工場内の原料及び資材の納品用のトラック、製品の引取り用のトラックの工場内の駐車スペースが手狭となったため、今回、駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号28について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越 秀夫 推進委員】	<p>番号28について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号29について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号29 (受人) (渡人) 受人は、現在市外のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の祖父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号29について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するという点で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号29について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については集落排水に放流します。なお、許可申請にとともに、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号30について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号30 (受人) (渡人) 受人は、現在市外で産業廃棄物処理事業等を営んでいます。事業拡大により本申請地の隣に営業所を設置することとともない、大型トラックと従業員駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申

	請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号30について調査してまいりました。申請地は、「駅、市町村役場等から500メートル以内の区域内の農地」であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。ありがとうございました。
【議長】	次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細野 清 推進委員】	番号30について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界には土留め及びコンクリートブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	1. 議案第22号の内容と、会長専決である農地法第5条第1項第7号の内容について、地目変更と権利設定を目的としている点で共通しており、取り扱い方が異なる理由は何か？ 2. その他農林水産省令で定めるものとして、農地法第4条・5条の届出の他に農地法に係る届出はありますか？
【事務局】	1について、届出が市街化区域を、許可申請は市街化調整区域の農地転用を行う場合の手続きとなります。2については確認して次回の定例会で回答します。
【議長】	それでは、採決を行います。議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)

<p><b>【議長】</b></p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第22号について原案のとおり決定いたしました。議案第22号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第23号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>議案第23号について説明いたします。農地を耕作目的で取得する場合は、農地法第3条第1項により当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされており、ただし、農地法第3条第2項により、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可はすることができないとされ、農地法第3条で許可できない場合が1号から7号まで示されており、その中で、第5号に定められている下限面積要件50aについてですが、従来、下限面積の引き下げは都道府県知事の判断であったものが、農地法の改正により地域の实情に応じ農業委員会の判断で引き下げることができることとなっております。</p> <p>具体的には、第5号において、下限面積の別段の面積については農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積とされており、</p> <p>この別段の面積の設定については、農業委員会において、毎年審議することとなっております。今回議案として上程するものでございます。なお、昨年は第6回農業委員会総会において審議したところ、別段の面積の基準を設定せず下限面積は現在と同様の50aとすることが決定されており、また、毎年審議する理由としては、農家数、農地面積、遊休農地面積が毎年変化していることから状況に合わせて柔軟に対応するためのものでございます。</p> <p>農林水産省令で定める別段の面積の基準については、農地法施行規則第17条第1項並びに第2項に規定されており、1項、2項それぞれについて別段の面積を設定すべきかどうか審議し決定することとなっております。</p> <p>まず、農地法施行規則第17条第1項における設定についてですが、これは、平均的な経営規模が小さい地域等において、50アールという下限面積がその地域の实情に適さないと判断される場合に、適用が可能となるものです。農地法施行規則第17条第1項には、次のとおり規定されており、</p> <p>法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1、設定区域（農業委員会が法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面</p>



積を定める区域をいう。第3号及び次項において同じ。)は、自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域であること

2、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること

3、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。

以上の基準について2015年農林業センサスの数値を当てはめてみますと、自然的、経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域として、鴻巣市全体を設定区域とすると、市全体の総農家数1976戸の内、経営面積50a未満の農家戸数は819戸であり、全体に占める割合は41.45%となります。このため、50a未満の面積で、下限面積の別段面積が設定できることとなり、また、別段の面積の設定は10a単位で設定することが可能であることから、まず、別段の面積を40aと設定した場合について考えてみると、市全体の総農家数1976戸の内、40a未満の農家戸数が722戸、全体に占める割合が36.54%となり、農地法施行規則第17条第1項第3号の別段面積の設定要件を満たしておりません。

従いまして、農地法施行規則第17条第1項における設定については、設定可能面積50a未満においては、別段の面積を設定することができません。

次に、農地法施行規則第17条第2項における設定についてですが、これは、高齢兼業化等により、農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合には適用が可能となるものです。

農地法施行規則第17条第2項には、次のとおり規定されております。

設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

1 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要が

ある農地が相当程度存在すること。

- 2 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第3条第2項第5号に規定する面積（北海道では2ヘクタール、都府県では50アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

以上の基準について、農地法施行規則第17条第1項同様、鴻巣市全体を一つの設定区域として検討してみますと、現在、市内には遊休農地が相当程度存在する状況になく、また、遊休農地の解消については新規就農の促進ではなく、担い手等への利用集積等を推進することにより解消が可能であると考えられます。

従いまして、農地法施行規則第17条第2項における設定についても、遊休農地の解消について新規就農を促進するために別段の面積を設定する必要がありません。

以上のことから、農地法施行規則第17条第1項、第2項それぞれについて別段の面積を設定すべきかどうか検討した結果、別段の面積は設定せず、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積50aを現行のまま適用したいというものでございます。

**【議長】** ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。

**【一同】** （質問なし）

**【議長】** それでは採決を行います。議案第23号について、別段の面積の基準を設定せず下限面積は現在と同様の50aとすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

**【一同】** （全員挙手）

**【議長】** 全員挙手と認め、議案第23号については別段の面積の基準を設定しないことに決定いたしました。

続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

	<p>令和2年5月12日～令和2年6月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出 3件 3筆 707㎡</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出 所有権の移転 16件 22筆 5,126.52㎡ 使用貸借権の設定 1件 2筆 1,189㎡ 合計届出件数 20件 27筆 7,022,52㎡</p> <p>また、 農業用倉庫に係る届出 1件 1筆 58㎡ これらは、全て会長専決でございます。 次に、農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p><b>【事務局】</b> 農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、1件の報告をいたします。 (受人) (渡人) (土地の所在) 畑 165㎡ 外1筆 合計166.39㎡ この件につきましては、令和2年5月11日付け鴻農指令第5-48号で届出を受理しましたが、その後、受人に変更があったため、令和2年6月1日付けで受理の取消願が提出され、受理しました。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。 まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p><b>【渡邊 秋夫 農業委員】</b> コロナの関係で市・県・国から農家への補助金はどんなものがあるのか？</p> <p><b>【事務局】</b> 第5回定例会でご案内した内容の他に、新たな情報がありましたらご案内します。</p> <p><b>【議長】</b> 次に、推進委員の方から何かありますか。</p>
--	--

【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について</li> <li>・研修会の日程等の変更のお知らせ(※9月2日(水)に羽生市産業文化ホールの予定が、8月19日(水)に上尾市文化センターに変更)</li> <li>・「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の調査対象権利移動等件数の訂正について</li> </ul>
【代理】	<p>これをもちまして、令和2年第6回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年7月27日(月)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催予定です。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時50分</p>